

資料編

—————
FUKUSAKI
MASTER PLAN



「福崎町の未来図ポスター」入賞作品 田原小学校 6年 塙岡 真佳

1. まちづくり委員会の提言

■福崎町総合計画まちづくり委員会について

本委員会は、今後10年間の総合的なまちづくりの指針となる「第6次総合計画」を策定するにあたり、町民の皆様と一緒にまちづくりを考える機会として開催しました。

福崎町の「よいところ」「もっと良くしたいところ」など全体として意見交換をしたのちに、施策ごとに課題を抽出し、その解決方法や必要な取り組みについてのアイデアを出し合いました。

ここでは、本委員会の内容を、施策の方向性やまちづくりを進めるまでの提言書として取りまとめました。

■実施日・場所

	日時	場所	内容
第1回	令和5年3月29日 15:00～	福崎町役場2階 大会議室	委嘱書交付 策定方針・体制について 今後の進め方について
第2回	令和5年6月1日 15:00～	福崎町役場2階 大会議室	アンケート調査結果の報告 ワークショップ
第3回	令和5年7月10日 15:00～	サルビア館2階 講義室	ワークショップ
第4回	令和5年8月4日 15:00～	福崎町役場2階 大会議室	ワークショップ
第5回	令和5年9月1日 15:00～	福崎町役場2階 大会議室	ワークショップまとめ

■実施方法

町の課題や具体的な解決策の検討にあたっては、KJ法(主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法)で実施しました。



▲第1回まちづくり委員会のようす



▲委嘱書の交付

■ 提言内容

(1) 観光・交流分野

【めざす方向性】

本町の観光振興、交流促進として、現在進められているものに、民俗学者・柳田國男に端を発する妖怪のまちづくり、福崎駅周辺と福崎インターチェンジを結ぶアクセス道路の整備などがあげられています。

それらが相乗効果を發揮し、本町内に多くのアクセスを誘導するためには、広く国内、国外に向けた本町の魅力を発信していくことが求められます。

それには、「若者が自主的にSNSなどで情報発信を行いたくなるようなコンテンツの充実」を図ることが重要と考えられます。

① 住民協働によるまちの魅力度アップ

取り組みの例	概要・アイデア
まちなか妖怪のストーリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・単に妖怪のフィギュアや絵画を設置するだけではなく、妖怪同士の絡む話や関係性などをまとめ、ウォーキングマップなどに落とし込む。 ・店舗や施設の前だけではなく、もち麦畑の脇や集落の祠など、観光地を結ぶ線上のスポットを活用していく。
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域がいきいきとしているなければ、観光などに力を入れる集落も出てこないため、地域の活力を高めることが重要。祭りや子ども会球技大会を継続して自治会の存続を図るなど、地域の行事を守り育てていくことから始めていく。 ・地域を盛り上げるための知恵を、地域の全員で話し合う機会をつくる。

② 観光資源の收益率アップ

取り組みの例	概要・アイデア
観光交流センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・本町には2つの観光交流センターがあり、新たな観光拠点として活用が期待されている。指定管理者により運営されているが、観光産業による黒字化経営を図るために、地産地消の更なる推進や地元産品の販売などを通じて地域観光への貢献をめざす。 ・会計の透明性を高めるため、第三者による監査を実施する。
野外交流・宿泊施設（キャンプ場）などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降、家族との絆を強めたり、自由に自然や地域を楽しむことができるキャンプ施設が見直されている。本町においてもキャンプ施設やグランピング施設の誘致（または既存施設のリニューアル）を検討し、町内宿泊者数の向上につなげる。

取り組みの例	概要・アイデア
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> さるびあドームの民間利用などを含め、既存施設の周知と利用促進を図ることにより、本町を訪れる理由の一つとして確立するとともに、地域住民の交流やスポーツ振興の場として、稼働率を上げていく。

③ 福崎町の情報量アップ

取り組みの例	概要・アイデア
インターネット上の情報量の向上	<ul style="list-style-type: none"> SNSなどのネット配信により福崎町を世界中に知ってもらう。
インフルエンサーの育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> SNSなどで本町の情報や話題を発信するユーチューバーなどの投稿者を応援する仕組みを検討する。 本町の情報を発信するインフルエンサーを育てるため、町民や関係者による積極的なフォロー、チャンネル登録などの活動を行い、情報発信者の収入につながることで、更なる好循環を生むことが期待される。

④ 福崎町の利便性アップ

取り組みの例	概要・アイデア
交通インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> 役場周辺の渋滞の解消に向けた道路の整備を行う。 信号機のつながりや利便性を向上して、ストレスなく右左折できるように検討する。



(2) 文化財保存・活用分野

【めざす方向性】

令和4年度に「福崎町文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受け、町民をはじめとした歴史文化の担い手が、歴史文化を大切に思う心を育むとともに、貴重な文化資源が本町の未来に保存・活用されていく姿をめざしています。柳田國男のいう「美しき村」の理念を踏襲しつつ、本町の発展のために、文化資源の取り組みを町内に限定することなく、広域的な取り組みの中で保存・活用していくことが重要と考えられます。

① 柳田國男の資産と妖怪の活用

取り組みの例	概要・アイデア
メディアミックスによるまちなか妖怪の加速化	<ul style="list-style-type: none"> 柳田國男をもっと知ってもらうため、メディアミックスをかけていく。岩手県遠野市や茨城県水戸市、鳥取県境港市、広島県三次市などの妖怪によるまちづくりを進める市町との提携やコラボレーション企画の展開、柳田國男をテーマとするテレビバラエティやドラマの推薦、動画投稿サイトへの露出など、様々なメディアが連携することによる相乗効果が期待される。
イベント、行事の活用	<ul style="list-style-type: none"> 妖怪を活用したウォーキングイベントを開催する。 スタンプラリーにより、周遊性、回帰性を向上させる。 柳田國男の生家を中心としたウォーキングイベントを開催する。 洋の東西を問わず、妖怪に関する絵画や文献、映像などを集めた展示会の開催などを企画する。

② 文化財を発見するしかけづくり

取り組みの例	概要・アイデア
案内板の設置・活用	<ul style="list-style-type: none"> 町内の文化財についての案内板や説明板を清掃し、目に付きやすくする活動を促進する。 「銀の馬車道」など、案内板のない文化資源がないかどうか点検し、必要ならば設置する。 主要道路に案内表示を設置するなど、来訪者が文化資源を発見しやすくなる。 インバウンドに対応するための多国語案内などを検討する。
周辺交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> 文化財などへのアクセスを高めるための道路の整備や、巡回バスによるアナウンスなど公共交通による認知度の向上を検討する。

③ 計画的な保存・活用の推進

取り組みの例	概要・アイデア
目標の設定	<ul style="list-style-type: none">文化財の活用については具体的な数値目標が設定されていないことも多いため、文化財を活用したイベントの開催回数や、歴史・文化をテーマにした交流の回数など、具体的な成果指標を設定し、評価、検証を行う。
広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">主要な文化財についての周知を図るとともに、文化財を活用したイベントなどについて、周知・啓発を行う。妖怪などを活用した町民向けパンフレット、周知媒体を作成するなど、本町の独自性として文化資源を広報・啓発事業に活用する。

④ 文化財を未来へつなぐ人財の育成

取り組みの例	概要・アイデア
地域行事の振興	<ul style="list-style-type: none">秋祭りをはじめとする各地域の神事や行事を継承し、郷土の誇りとして守り育てていく活動を支援する。地域資源として地域の人事や行事の見直しを図り、継続に向けた話し合いの場を設ける。
SNSなどを活用した地域行事の振興	<ul style="list-style-type: none">動画投稿サイトなどを活用し、地域を離れた人であっても地域の行事の様子を見られるようにする。動画の多言語化機能などにより、地域行事に興味のある関係人口の取り込みを図る。

(3) 空き家・遊休農地対策

【めざす方向性】

空き家や遊休農地は、地域のにぎわいを低下させる要因となっていることから、何らかの形で利活用を進めることが必要である。最も重要なことは、空き家、遊休農地に“しない・させない”ための取り組みを、地域住民主導で習慣づけることであり、地域コミュニティや地域課題の解決を担う機関と協働して、仕組みを構築していくことが望まれる。

また、地域が活性化し、存続することによって、地域のにぎわいを維持することが、空き家対策にもつながることから、地域生活の向上、コミュニティの振興について、抜本的な対策を検討することが必要である。



① 空き家、遊休農地にしない対策

取り組みの例	概要・アイデア
相続先、処分方法の事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化とともに高齢者のみの世帯が増加し、相続人の不明な家屋や耕作地が発生している。本人の生前に土地建物の権利相続について親族で話し合う習慣を、地域全体で育成していくことが必要。 医師会や包括支援センターなどとも連携し、高齢者のいる世帯や要介護者のいる世帯に対し、家族会議（ACP）の手法による意思確認の書類化を普及させる活動を推進する。また、成年後見や財産についても検討する機会を設ける。

② 空き家・遊休農地の活用方法の検討

取り組みの例	概要・アイデア
空き家バンクの活用	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度の広報や生前の登録促進を行う。 空き家バンクで家を探す人への補助制度を検討する。 地区単位での空き家活用や店舗改装などを検討する。 一年間住んでない家の行政指導を検討する。
農地の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域農園として、複合世帯による家庭菜園を可能にする。 市街化調整区域で遊休農地となるよりは、土地活用の道筋を検討する。 農地バンクの設立をめざす。 市街地から農地へ通勤できるような郊外交通を確保する。

③ 郊外集落の利便性の向上

取り組みの例	概要・アイデア
交通利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 郊外では高齢者が免許返納するとどこにも行けないため、都市部などへ移住してしまうことから、相互扶助を含めたさまざまな公共交通のあり方について検討を進める。
地域の活性化モデルの実証	<ul style="list-style-type: none"> どこか一地区をモデル地区として設定し、地域コミュニティの仕組みやコミュニティビジネスの展開、移住定住の優遇などの実証実験を行うことで、集落存続の可能性を高める。



(4) 高齢者福祉・子育て支援

【めざす方向性】

福祉分野で喫緊の課題となるのが、増加する高齢者への対応と、次世代を担うことの未来を支援することである。

高齢者福祉については、介護保険や後期高齢者医療制度をはじめ、公的支援やサービスも多様であり、それらの適正運営により、最低限の生活は維持できると考えられる。一方で、高齢者自身がいきいきと、自分らしく、住み慣れた地域で過ごすためには、高齢者自身が家庭や地域で役割を担い、いきがいを持って健康で居続けるよう努力することとなっている。

子育て支援については、令和5年度にこども家庭庁が創設され、国を挙げて抜本的な改革が始まったところであるが、本町における子育て支援を考慮したとき、経済的支援と、母子保健、ワーク・ライフ・バランスの課題を解決していくことが必要となっている。人口減少を抑制し、将来のまちの持続可能性を高める上でも、独自の子育て支援を打ち出していくことが望まれる。

① 高齢者福祉の向上

取り組みの例	概要・アイデア
多世代交流の地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">高齢者の持つ多彩な考え方や能力を次世代に伝えていくため、高齢者と若い人やこども世代との交流を促進する。イベントや行事だけではなく、家庭内や自治会内、公民館活動時、図書館での読み聞かせ支援など、普段から多世代が集う場を支援する。
高齢者の役割づくり	<ul style="list-style-type: none">高齢者が家庭内や地域で役割をもち、可能な限りもてる能力や知恵を出し合って社会に貢献することにより、いきがいや元気を創造する機会をつくる。高齢者が持つ資格や技術をいかし、おもちゃ病院や簡単な電気工事、悩み事相談など、ある程度専門性を発揮できるボランティアやビジネスの創設を支援する。高齢者の就労の促進を図り、減少する生産年齢人口に変わって身近な地域や町内を職場として活躍できる仕組みを創造する。
ICTを活用した情報伝達	<ul style="list-style-type: none">高齢者にとって、防災行政無線などは聞き取りにくく、伝達が遅れることもある。一方で、スマホやホームページのみの情報発信では受け取れない高齢者も多い。こうしたことから、インターネットの高齢者世帯への普及率の向上を図り、普段高齢者が楽しみにしているテレビを情報機器として接続することや、IOTを活用した家電や情報機器の制御などを通じて緊急通報を行うなど、ICTを活用しながら、特別な操作のいらない機器の導入を検討する。

② 子育て支援の向上

取り組みの例	概要・アイデア
子育てにかかる経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> まちの未来の持続可能性を高めるためには、未来の人材、すなわち子ども達への投資を惜しみなく行っていくことが必要と考えられる。本計画期間は少子化による本町の衰退を食い止める最後のチャンスであり、子育て支援には最大の便宜を図る必要がある。 本町独自の多子世帯児童手当を創設し、望む人数の子育てを支援する。 夏休み給食や朝食サービスなど、子育て世帯の負担軽減と子どもの栄養管理を担う仕組みを創設する。 町内企業に向けた子育て減税などを検討する。
子育て支援を担う人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを終えた年代、退職後の高齢者などを活用し、子育て支援ボランティアを確保する。 まち全体の人材バンクを創設し、ボランティアや各種生活支援などができる高齢者や無職の人材を登録し、必要に応じて派遣できる仕組みをつくる。

(5) スマートシティの推進

【めざす方向性】

国の進める地方創生戦略についても、「デジタル田園都市国家構想」としてデジタルを活用した地域づくりが進められている。また、令和4年にはデジタル庁が開庁し、我が国はスマート国家に向かって本格的な歩みを始めたところである。

本町においても、国のデジタル行政の受け皿として、また、町民の生活に密着したデジタル行政を推進し、スマートシティを実現するためにも、「デジタル」に特化した行政部局の開設を促し、さまざまな取り組みを一括して推進することが望まれる。

① スマート自治体時代の機構改革

取り組みの例	概要・アイデア
デジタル課の創設	<ul style="list-style-type: none"> 今後の社会において、スマート自治体を推進し、ＩＣＴの活用を分野を超えて行うためには、全庁のＤＸを先頭に立って推進し、必要とされる業務の支援を行う「デジタル課」の創設が望ましい。 デジタルに詳しい人材、新しい技術の活用に長けた人材、全庁の業務に詳しい人材を集結し、全庁のＤＸを計画的、体系的に推進する部署とするとともに、国のデジタル庁関連の業務を受け止める業務を担う部署として期待される。

取り組みの例	概要・アイデア
職員・専門職などの情報教育	<ul style="list-style-type: none"> ＩＣＴや情報機器の活用について町職員や関連部局の専門職などが学ぶ場を設ける必要がある。 情報の扱い方、個人情報保護など、業務で扱うあらゆる情報についての管理と活用について、徹底していくことが望まれる。
現場のＩＣＴ化と業務効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一部の自治体においては、職員へのＰＣやタブレットの全員配布を行っており、書類のクラウド化などによる集中管理やセキュリティ管理が徹底されているところも始めている。本町においてもこの機会にペーパーレス化をさらに推し進め、経費や資源の無駄を軽減するとともに、生産性の向上、及び業務効率化をめざすことが望ましい。 ＡＩ（人工知能）の業務への活用について研究し、可能であれば早期に導入を決定することが望ましい。
行政手続きのＤＸ	<ul style="list-style-type: none"> 各種行政手続きについて、窓口業務のＩＣＴ化に取り組むことが必要である。また、マイナポータルを活用した各種証明書の発行手続きや、バーコード決済による税などの支払いなど、ＩＣＴ活用の場の拡大を図ることが望ましい。

② 広報・広聴のスマート化

取り組みの例	概要・アイデア
町内各地へのデジタルサイネージの設置と活用	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や駅などへの掲示板やポスターの代わりに、デジタルサイネージを活用し、必要な情報をタイムリーに発信する仕組みを構築することが望ましい。 デジタルサイネージにおいては、ディスプレイ機能だけではなく、双方向通信や通訳機能、音声案内、カメラ機能などにも期待ができ、利用者の特徴を捉えて発信する情報を変更したり、利用者の質問に答えたり、インバウンドの観光案内、災害時の自動案内にも使用が可能なものが望ましい。
SNSなどを利用した広報	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報が当たり前のようにスマートフォンで検索できるようになることが望ましい。スマートフォンでは、ブラウザによるホームページ検索よりも、アプリによる情報の閲覧が主となっており、国内で利用されている主要なSNSに行政のチャンネルをつなげておくことが必要となっている。

③ 町民生活におけるＩＣＴの活用

取り組みの例	概要・アイデア
町の情報を発信する町民を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域の情報やイベント情報などを、町の公式チャンネル以外にも多くの町民が同時多発的に発信することにより、全世界からの閲覧数、知名度を上げることが期待できる。 ・ いわゆるユーチューバーやインスタグラマー、ティックトッカーと呼ばれる情報投稿者、インフルエンサーとなる町民や関係者を支援し、本町の情報を積極的に投稿してもらえるよう努める。 ・ 投稿が炎上することのないよう、情報リテラシーや情報保護に関する研修を行ったり、教育の中での指導を充実させたりするなど、情報発信者としての人材育成も必要である。
緊急時や防災におけるデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時や緊急時などの通報装置など、従来では専用装置と専用機器が必要となっているが、屋外や外出先での対応が困難となっている。スマートフォンアプリなどにおける通報システムであれば、アプリを表示するだけで通話や位置情報伝達なども可能であることから、こうした仕組みの導入を検討する。 ・ 防災情報や緊急避難情報についても、通信会社と連携した緊急通報システムの活用、防災マップの表示を進めるなど、兵庫県だけではなく、本町としても活用を図ることが望まれる。



▲提言のとりまとめ

2. 諒問・答申

福企第11257号
令和5年7月4日

福崎町総合計画審議会
会長 大井克哉 様

福崎町長 尾崎吉晴

福崎町第6次総合計画の策定について（諒問）

福崎町では、“活力にあふれ 風格のある 住みよいまち”を将来像に掲げた「福崎町第5次総合計画」を平成26年に策定し、計画に基づいた施策を推進しながら、着実な歩みを続けてきました。

しかし、本町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症の流行など、めまぐるしく変化しています。

こうした急激な社会情勢の変化に対応するためにも、本町が町民との協働のもと、計画的・総合的に持続可能なまちづくりを展開していく必要があります。

つきましては、総合計画策定の進捗を踏まえながら、福崎町第6次総合計画の基本構想・基本計画について、今後10年間のまちづくりの基本方向を明らかにするため、福崎町総合計画審議会条例第2条の規定により諒問します。

福崎町長 尾崎吉晴様

福崎町総合計画審議会

会長 大井克哉

福崎町第6次総合計画の策定について（答申）

資料編

令和5年7月4日付で貴職から諮問のあった福崎町第6次総合計画（素案）について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった福崎町第6次総合計画（素案）は、福崎町をめぐる現状と動向を認識しつつ、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ~住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」を実現するための方向性を示しており、妥当な内容と認めます。

今後、10年間の新たなまちづくりを進めるにあたり、その趣旨を広く町民に周知徹底されるとともに、計画の実現に向け、着実な施策の推進を図られるよう希望します。

なお、当審議会における意見を付言するので、本計画の推進にあたって、十分配慮されるよう要望します。

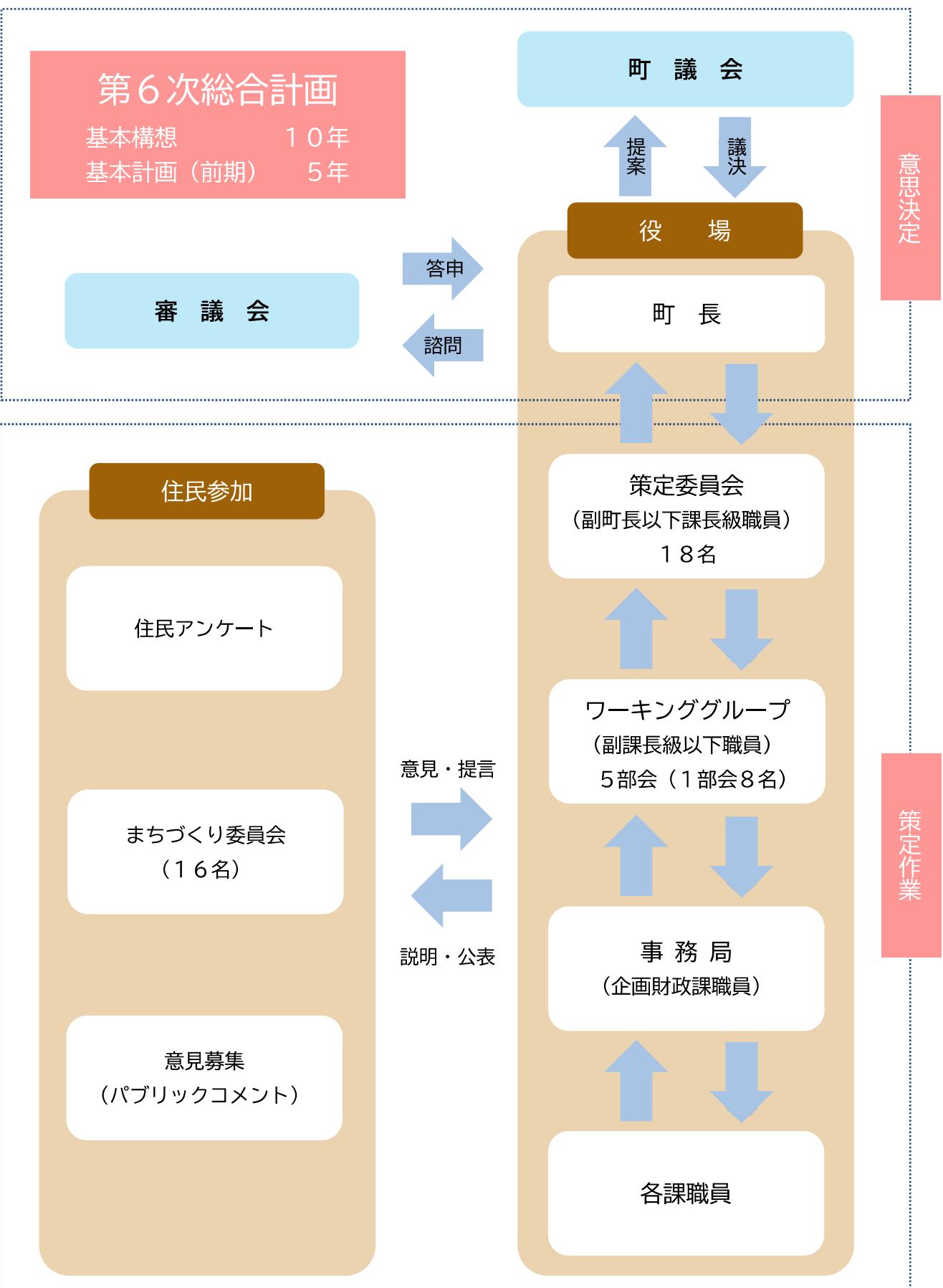
【意見】

- (1) 今回諮問のあった福崎町第6次総合計画（素案）は、基本構想（2033年（令和15年））、前期基本計画（2028年（令和10年））を目標とするものである。この間の福崎町をめぐる環境は、少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、デジタル化や脱炭素社会の進展など更に大きく変化することが予想される。本計画においては、このような社会の変化に的確に対応し、町民福祉の向上に努められたい。
- (2) まちの活性化のため、目標人口の達成はもとより、本町が育んできた歴史や文化、豊かな自然、景観、産業など、地域資源を効果的に活用し、地域の個性を更に発揮できるよう施策の展開にあたっての創意工夫に努められたい。

- (3) 人づくりや組織づくりをはじめとした人ととのつながりを大切にしながら「住む、学ぶ、働く」という調和のとれた施策の展開に努められたい。
- (4) 人口減少に対応するため、子育て支援や保健・医療、福祉、教育などの充実を図るとともに、すべての人々が活躍し、本町に定着できるような魅力あるまちづくりに努められたい。
- (5) この計画の実現のためには、町当局及び関係機関の努力はもとより、広く町民各層の理解と協力が不可欠である。このため、今後とも町民相互の交流を深め、町民の知恵と力を結集し、参画と協働によるまちづくりに一層努められたい。
- (6) 厳しい財政状況のもと、限られた経営資源の中で事業の選択と集中を進め、効果的・効率的かつ持続可能なまちづくりの推進に努められたい。
- (7) 基本構想に則して作成される基本計画の内容や進捗状況などを評価し、その評価に基づく計画の見直しや、推進体制の整備に努められたい。



3. 第6次総合計画の策定体制



4. 福崎町総合計画審議会

(1) 福崎町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、福崎町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要のつど町長が委嘱する。

(1) 町議会の議員

(2) 町内の公共的団体の役員及び職員

(3) 県又は他の地方公共団体の職員

(4) 学識経験者

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明)

第6条 会長は、審議会において必要と認めたときは、学識経験を有する者、関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求めて、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初の審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(2) 福崎町総合計画審議会委員名簿

区分 (条例第3条)		氏 名	備 考
(1)	町議会の議員	石川 治	総務文教常任委員会副委員長
		城谷 英之 (竹本 繁夫)	総務文教常任委員会委員
		小林 博	民生まちづくり常任委員会委員長
		植岡 茂和	民生まちづくり常任委員会委員
(2)	町内の公共的団体の役員及び職員	中田 貴子	教育委員会委員
		◎大井 克哉	商工会会長
		○後藤 雅一	観光協会会长
		上田 隆敏	農業委員会会长
		難波 孝裕 (藤本 和弘)	区長会会長
		末平 守	民生委員児童委員協議会会长
		松岡 隆子	消費者の会会长
(3)	県又は他の地方公共団体の職員	石田 勝則	兵庫県中播磨県民センター 副センター長兼県民交流室長
(4)	学識経験者	西田 重康	神戸医療未来大学 人間社会学部准教授
		安枝 英俊	兵庫県立大学 環境人間学部教授
		宮内 真一	都市計画審議会委員

◎会長 ○副会長 () 交代のあった当初委員

5. 福崎町総合計画策定まちづくり委員会

(1) 福崎町総合計画策定まちづくり委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 住民と行政が協働して、将来のまちづくりの基本となる福崎町第6次総合計画を策定するため、福崎町総合計画策定まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 まちづくり委員会は、福崎町総合計画の策定に向けての提案及び調査を行う。

(組織)

第3条 まちづくり委員会は、15名程度の委員をもって組織し、町長が委嘱する。

(座長及び副座長)

第4条 まちづくり委員会に座長1名及び副座長2名を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 まちづくり委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

(2) 福崎町総合計画策定まちづくり委員会委員名簿

役 職	氏 名
座 長	後 藤 健 廣
副座長	柳 田 真 志
//	杉 山 雅 透
委 員	大 塚 操
//	井 上 禮 子
//	尾 藤 博 通
//	福 本 巍
//	瀧 川 妙 子
//	福 岡 直 美
//	寺 岡 美喜男
//	山 下 智 史
//	棕 野 雅 敬
//	東 山 叶 法
//	松 川 阿 海
//	中 村 さ わ
//	高 原 明 梨

6. 福崎町総合計画策定委員会

(1) 福崎町総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 社会・経済情勢の変化、町民の価値観・ニーズの変化に対応し、将来のまちづくりの基本となる福崎町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、福崎町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画に必要な調査検討を行い、原案を策定する。

(委員会)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 委員会の補助機関として、福崎町総合計画策定ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第5条 総合計画策定に関する庶務を処理するため企画財政課に事務局を置く。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

(2) 福崎町総合計画策定委員会委員名簿

役 職	職 名	氏 名
委 員 長	副町長	近 藤 博 之
副委員長	教育長	高 橋 渉
副委員長	公営企業管理者	福 永 聰
委 員	技監	宇 都 善 和
//	会計管理者	尾 崎 俊 也
//	町参事兼住民生活課長	谷 岡 周 和
//	総務課長	岩 木 秀 人
//	企画財政課長	蔭 谷 秀 樹
//	税務課長	松 田 清 彦
//	地域振興課長	成 田 邦 造
//	福祉課長	小 幡 伸 一
//	ほけん年金課長	西 村 由紀子
//	農林振興課長	吉 田 利 彦
//	まちづくり課長	山 下 勝 功
//	上下水道課長	橋 本 繁 樹
//	議会事務局長	三 木 雅 人
//	学校教育課長	大 塚 謙 一
//	社会教育課長	木ノ本 雅 佳

7. 福崎町総合計画策定ワーキンググループ

(1) 福崎町総合計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 福崎町第6次総合計画の策定にあたり、福崎町総合計画策定委員会の補助機関として福崎町総合計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、総合計画策定に必要な調査研究を行い、総合計画の原案作成に従事する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、町長が任命する職員をもって組織する。

(招集)

第4条 ワーキンググループの会議は、副町長が招集する。

(部会)

第5条 ワーキンググループは、次に定める部会を設置する。

- (1) 協働・行政部会
- (2) 教育・文化部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) 基盤・安全部会

2 部会には、部会長、副部会長、書記及び委員を置き、副町長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、部会を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

6 書記は、会議終了後会議記録を企画財政課に提出する。

7 各部会の総合調整のため部会長会を設置する。

8 部会長会の会議は企画財政課長が招集する。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、副町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、総合計画が策定されたときにその効力を失う。

(2) 福崎町総合計画策定ワーキンググループ委員名簿

部会名 (設置要綱第5条)	委 員	アドバイザー	
(1) 協働・行政部会	◎岡本 昌文 ○柳瀬 優子 △村上 祥教 青田 法哉	松隈 吉紘 植戸 健夫 中山 大輔 塩見 浩幸	尾崎 俊也 谷岡 周和 岩木 秀人
(2) 教育・文化部会	◎森 公宏 ○中野千世子 △岡田 憲治 吉高 美鈴	鷺尾 進吾 宮本江利子 長谷川幸子 雲丹亀悠平	大塚 謙一 木ノ本雅佳 松田 清彦
(3) 健康・福祉部会	◎大角 英子 ○西井 尚子 △田路 聰里 岸本 恵里	長澤 路 三輪 晃子 飯塚 竜太 本窪田直子	小幡 伸一 西村由紀子 三木 雅人
(4) 産業・観光部会	◎澤田 和也 ○藤田 裕文 △佐野 允保 中塚 喜博	長澤 孝記 薮内 公彦 林 知澄 森 友和	吉田 利彦 成田 邦造 松田 清彦
(5) 基盤・安全部会	◎増山 剛 ○三浦 大介 △三枝 昭仁 木多 教太	伊藤 宏祐 小國 幸司 藤岡 哲也 原井川琢彦	谷岡 周和 山下 勝功 橋本 繁樹

◎部会長 ○副部会長 △書記

【事務局】企画財政課 課長 蔭谷 秀樹
 副課長 山本 克典
 主査 林 裕介

8. 策定経過

日程		審議会	策定委員会	ワーキンググループ	町民	議会
令和4年度	11月		第1回(11/10) ・委員の委嘱 ・概略説明 ・アンケート調査内容の検討		公募委員募集 (まちづくり委員会)	
	12月					
	1月				住民アンケート調査 (1/5~1/23)	
	2月	第1回(2/24) ・委員の委嘱 ・概略説明				
	3月			全体会議(3/28) ・委員の委嘱 ・概略説明	まちづくり委員会 第1回(3/29) ・委員の委嘱 ・概略説明 ・意見交換	
令和5年度	4月			第5次検証シート作成		
	5月		第2回(5/26) ・第5次検証結果の検討			
	6月		第3回(6/23) ・アンケート結果報告 ・基本構想(案)検討		まちづくり委員会 第2回(6/1) ・アンケート結果報告 ・ワークショップ	
	7月	第2回(7/4) ・質問 ・アンケート結果報告 ・第5次検証結果の審議 ・基本構想(案)審議	第4回(7/14) ・基本計画(案)検討 第5回(7/25) ・基本計画(案)検討		まちづくり委員会 第3回(7/10) ・ワークショップ	総務文教常任委員会
	8月	第3回(8/1) ・基本計画(案)審議 第4回(8/31) ・基本計画(案)審議	第6回(8/7) ・基本計画(案)検討 第7回(8/24) ・基本計画(案)検討	各部会 随時開催	まちづくり委員会 第4回(8/4) ・ワークショップ	
	9月			基本計画(案)の検討	まちづくり委員会 第5回(9/1) ・ワークショップ	
	10月	第5回(10/10) ・基本計画(案)審議	第8回(10/17) ・基本構想(案)、 ・基本計画(案)検討			
	11月	第6回(11/27) ・基本構想及び基本 計画(素案)審議	第9回(11/7) ・基本構想(案)、 ・基本計画(案)検討			
	12月				パブリックコメント (12/21~1/19)	全員協議会
	1月					
	2月	第7回(2/16) ・基本構想及び基本 計画(原案)審議 ・答申				
	3月					議決

9. 用語解説

あ行

ICT	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術の意味を表し、インターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
空家等活用促進特別区域制度	町からの申し出により、空家等の活用を特に促進する必要がある区域を「特区」として県が指定。特区内の空家の所有者は、町に空家に関する情報を届け出る必要があり、町と県はこの届出情報を基に、流通促進や活用支援、規制緩和など多面的な支援を図り、空家の活用を促進する。
空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を、町のホームページに掲載し、空き家の利活用を希望する人に提供する制度。
アドプト事業	地域住民や企業等の団体がボランティア活動を通じて自ら道路や公園など公共物の清掃美化等の活動を行う事業。この事業は、住民が主体となり、地域の美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたものである。
一次予防	生活習慣の改善や予防接種など病気にかかるないようにすること。
居場所づくり事業	身近な地域でのひきこもり支援として、早期発見・早期支援につなげるためのネットワークの構築や、ひきこもり本人等が安心して参加できる居場所の提供を行う事業。(居場所づくり「てくてく」、大人の居場所づくり「しんしゅ」など)
インバウンド	海外から日本国内に訪れる外国人旅行者のこと。
SNS	「Social Networking Service」の略。登録した利用者同士が交流できるインターネット上のサービスの総称。人と人のコミュニケーションだけでなく、企業や組織の広報としても利用されている。(LINE、X、Instagram、Facebookなど)
AI	「Artificial Intelligence」の略。人間が持つ認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の名称。人工知能。

か行

家庭自立相談	心理相談員による予約制の個別相談。発達に課題のある子ども、不登校、家庭内暴力、児童虐待、自殺願望等の支援が必要な子どもとその家族を対象に継続的な支援を実施。
緩和した基準によるサービスの担い手養成研修	「兵庫県介護予防・生活支援員とみなす研修」の指定を受け、介護度が軽い要支援者等に対して、調理や掃除、買い物等の家事支援のサービスを提供していただく方を養成するための研修。
ギガ GIGAスクール構想	全国の小学校・中学校におけるICT環境を整備する中で、児童生徒用のパソコン端末1人1台、そのパソコンをインターネット環境につながるようにするための校内LANや無線LANなどの高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。
機能別消防団員	能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する消防団員。災害等の現場で不足する消防力を補完する役割を担う。
高齢者等見守りネットワーク事業	協力事業者(金融機関、郵便局、電気・ガス事業者、配達事業者など)が、日常業務の範囲内で高齢者などの見守り活動を行い、気づいたことを役場や関係機関に連絡する仕組み。
子育て応援給付金給付事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援にあわせて、経済的支援として「出産準備給付金(5万円)」及び「子育て応援給付金(5万円)」を給付する。

個別支援計画	町から提供された避難行動要支援者名簿をもとに、本人と地域で作成する一人ひとりの具体的な避難計画。個別支援計画に基づいて、平常時は見守り活動や避難訓練、災害時は避難支援等を行う。
コンプライアンス	法令等を遵守すること。広義で捉えると一般常識、モラル、マナー、倫理なども含まれる。

さ行

サステナビリティ(持続可能性)	環境や経済、社会などの観点から、地球上に存在しているすべてのものが多様性と生産性を失うことなく、将来にわたってその機能を継続することができるという概念。
サステナブルツーリズム	観光地の本来の姿を持続的に保つことができるよう、観光地の開発やサービスのあり方を見定め、観光や旅行の設定を行うこと。
3R	ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の一般的な総称。この3Rがごみの減量化における基本的な理念であり、ここからさまざまな“R”に派生した呼び方がある。 ※Refuse(不要なものを断る)、Repair(修理して使用する)を加えた「5R」、その他にもReturn(購入先に戻す)やRebuy(リサイクル品を購入)などさまざまな“R”があり、それらを組み合わせて「7R」や「10R」と呼ぶこともある。
自治会我が事会議	自治会の中で支援が必要な人の支援体制などを、自治会の福祉担当者をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが一緒に話しあいを行う場のこと。
自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)	自治体が行う情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化など、デジタル技術を活用し、住民の利便性や行政サービスの質を高める取り組みのこと。
産後ケア事業	育児手技の取得や母の体調回復を目的に産科で休養したり、助産師の家庭訪問により体調管理や育児指導を受けることができる事業。宿泊型・通所型・訪問型がある。
産前産後サポート	妊娠、出産、子育てに関する悩みに対し、保健師や助産師等が相談対応し、不安の解消や心身ともに健やかに過ごせるよう支援する。(マタニティ教室、赤ちゃんとママのふれあい教室、母乳育児相談など)
重症化予防	合併症を予防し、病気を悪化させないこと。
浚渫	川や貯水池などの水底の土砂やヘドロを掘り取ること。洪水などの災害を防止するため、河川の流路の拡張、水深の増加などを目的とするほか、川の水質改善の効果も見込まれる。
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる力を育むこと。
自立(律)のまちづくり交付金事業	自治会が地域活性化に取り組むために実践される「まちづくり・地域づくり活動」に対して経費を助成するもの。みんなで目標を定め、住民自ら活動に参加し、目標に向かって行動する自立(律)の力を育んで、よりよい自治会をつくることを目的としている。(令和5年度時点で第4期目の2年目)
新規居住者区域	市街化調整区域内で指定する特別指定区域のメニュー「地域活力再生等区域」に該当するもので、福崎町では、その集落または隣接する集落(大字)に10年以上居住している者が住宅を建築できる「地縁者住宅区域」、また、居住制限がなく誰でも住宅を建築できる「新規居住者区域」を設定している。
森林環境譲与税	2024(令和6)年度から個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収される。その税収の全額が、国によって市町村へ譲与される。

ジーエックス GX(グリーントランスフォーメーション)	温室効果ガスを発生させる石油などの化石燃料から、太陽光や風力発電などのグリーンエネルギーへとエネルギーの供給源を転換するとともに、経済社会システム全体を変革しようとする、環境保護と経済成長の両立をめざす取り組み。
スキル	研修や学習によって獲得した技術や能力、手腕。
すぐすぐ発達相談	幼児期から小学低学年を対象とした、公認心理師による子育てや発達に関する相談支援。(予約制)
スケールメリット	同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。規模が大きいほど生産性や経済効果が向上すること。規模によるメリット。
ストックマネジメント計画	公共下水道施設全体を一体的に捉え、重大な事故や機能不全を未然に防止するための点検・調査や修繕・改築の計画。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して省力化や高品質生産を実現する農業のこと。
スマート窓口	転入・転出などの各種手続きの際に、従来記入している届出書を、タブレット操作等により作成することで、待ち時間の短縮や手続きの一括化など、スムーズな手続きが行える新しい窓口サービス。
性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
ゼロカーボン観光	観光客を対象にして、鉄道駅からの二次交通や町内周遊の手段として、レンタサイクルや小型電気自動車などのモビリティ観光を行い、二酸化炭素の放出をできるだけ抑制する観光を推進する取り組み。

た行

脱炭素社会	地球温暖化・気候変動の原因となる二酸化炭素(CO ₂)をはじめとした温室効果ガスについて、実質的な排出量ゼロを達成している社会。
地域計画	農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月1日施行)に伴い、従来の「人・農地プラン」が法定化されたことにより、市街化区域を除いた区域において将来の農地利用の姿を明確化し、実現をめざすため策定する計画。
地域ふくろうの会	各地区公民館で週1回程度、住民運営で行われる介護予防を目的とした筋力トレーニング教室。
地域包括ケアシステム	要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービスの提供体制のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体として地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。
デイ-イックス DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革することを指す。
田園居住ゾーン	基本構想の「土地利用」で示している住宅ゾーン(町中央部の市街化区域で形成)に隣接または近接する市街化調整区域内の既存集落などで形成しているゾーン。(37ページ参照)
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる人に対して専門スタッフ(保健師、栄養士など)が行う生活習慣改善のための支援。
特別指定区域制度	町または地域のまちづくり協議会が、市街化調整区域の土地利用計画を策定し、県がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化などに必要な建築物の立地を可能とする、都市計画法に基づく制度。

な行

二酸化炭素実質排出量ゼロ(カーボンニュートラル)	地球上の二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体としてゼロにすること。
認知症カフェ	認知症の方やそのご家族、地域の方が誰でも参加でき、「相談する」「認知症について知る」ことができる場。(福崎町では、コミュニティカフェ「笑」、オレンジカフェ「結」の2つを定期的に開催)
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の方や家族に対して、できる範囲での手助けをする人。

は行

はづらつ広場	文化センターで週1回程度、住民運営で行われる認知症予防を目的とした脳トレ教室。
半農半X	心豊かな暮らしをしたいという人たちが“農”のある暮らしをしながら、残りの時間を“X”として自分が大切だと思うこと、やりたいことに費やすライフスタイル。兼業農家とは異なる。
避難行動要支援者	要配慮者(高齢者、障がい者など、特に配慮を要する者)のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
ひょうご防災ネット	防災行政無線。広報車等の既存の情報伝達手段に加えて、携帯電話やスマートフォンのメール機能を利用して、災害発生時等の緊急時に緊急気象情報(地震、気象警報、特別警報、土砂災害警報、河川洪水予報、竜巻注意情報等)や避難情報等をいち早く発信するシステム。
ひょうご防犯ネット	犯罪情報や防犯情報などを登録者にメールで通知する兵庫県警察の防犯情報等配信システム。
フェニックス共済	兵庫県住宅再建共済制度。住宅の所有者が加入し、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度。
ふくさき女性応援ねつと	性別、業種やキャリアを問わず、多様なライフスタイルを営む人々が連携・協働、情報交換、研究を行い、ネットワーク内や地域での女性の活躍を一層推進することを目的として設立した団体。
福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)	人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力を維持し、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現(地方創生)に向けた取り組みを示す計画。福崎町では、総合計画を基本として、産業振興、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる基本目標とそれらに関連する具体的な施策などを設定した「福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」を策定している。
ふくさきっこステーション	妊娠期からすべての子どもとその家族を対象に切れ目のない支援を行う機関(保健センター内)。健診や各種教室、個別相談を実施するとともに、幼児園や小中学校への巡回相談や子育て支援施設などの連絡会を実施し、相談支援体制の充実と関係機関との連携強化を図る。
ふく咲マーケット	障がい者の就労促進として、就労継続支援事業所が授産品を販売する場所を提供し、売り上げ増加及び活動の周知を目的に行う事業。(福崎町役場で定期的に開催)
プラスチック使用製品廃棄物(製品プラスチック)	プラマークのないプラスチックでできた製品で、容器包装プラスチックやペットボトル以外のプラスチック類(例:バケツ、かご、食品保存容器、おもちゃなど)
ふれあい喫茶	各地区公民館で月1回程度、住民運営で行われる介護予防や交流を目的とした集いの場。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。 ※令和2年7月3日特定非営利活動法人フードバンクはりま、福崎町社会福祉協議会、福崎町で「フードバンク活動に関する合意書」を締結した。

ま行

まちづくり出前講座	町民のみなさんが知りたいこと、聞きたいことを講座メニューから選んでいただき、町の職員がみなさんのところまで出向いて講座を開く事業。
まちの先生	“福崎町生涯楽集(がくしゅう)データバンク「まちの先生」”のことであり、特技を持ち、その特技をいかしたいと考えておられる方に登録していただき、町内のさまざまなグループや団体から指導者を求められたときに紹介する制度。

や行

ユニバーサル社会づくり	年齢、性別、障がいの有無、文化の違いにかかわりなく誰もが地域社会の一員として支えあう中で、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくり。
ユニバーサルデザイン	誰もが使いやすく利用できる施設・製品・情報を設計(デザイン)すること。バリアフリーを一步進めた考え方。

ら行

立地適正化計画	都市全体の観点から、居住機能や商業・医療などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的に策定する計画。
6次産業化	農業者が生産(第1次産業)、加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)を一体化することや、第2次産業、第3次産業と連携して新しいビジネスの展開や営業形態を創りだすこと。

わ行

若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方を対象に、専門的な相談やさまざまな支援プログラムを通じて、就労に向けたサポートをする厚生労働省委託の支援機関。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階(ライフステージ)に応じて、多様な生き方を選択・実現できること。
ワーケーション	「ワーク(Work)=仕事」と「バケーション(Vacation)=休暇」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地など、普段の職場と離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイル。



全形を以って、円満協和を表し、両鋭角は町の発展を象徴し、かたかな「ク」を二つ組み合わせて「フク」とし図案化したもの。

【昭和32年7月制定】

町民憲章

“民俗学のふるさと”福崎町は、清流市川にはぐくまれ、豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化のふるさとです。

先人のたゆまぬ努力によって、絶えざる躍進を続ける福崎町に、わたしたちは、誇りと責任をもち、活力とうるおいのある平和な町づくりのため、この憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一、豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香りたかい文化の町をつくりましょう。
- 一、人を大切にし、みんなで助け合い、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一、心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一、くふうと努力を重ね、生きがいのある、未来をひらく町をつくりましょう。

【昭和61年11月22日制定】

町の花



サルビア

学名“サルビア・スプレンデンス”はシソ科の一年草。燃えあがるような鮮やかな色調が多くの人々に好まれています。“サルビア”は「安全」を、“スプレンデンス”は「光輝」を意味し、町の躍進を象徴します。

【昭和47年12月制定】

町の木



クロガネモチ

モチノキ科の常緑中高木で高さは10mぐらいになり、庭木や盆栽として好んで使われています。昔から縁起の良い木といわれ、強い生命力をもっています。福崎町には大木が多く災害にも強いため、町の力強い発展を象徴します。

【昭和47年12月制定】

福崎町第6次総合計画

発行年月：令和6年3月

発 行：兵庫県福崎町

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

TEL：0790-22-0560

FAX：0790-23-0687

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

編 集：企画財政課
